

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づき下記の情報を記載します。

<福岡>

派遣労働者の数	4人
派遣先事業所の数	3社
マージン率	37.8% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
教育訓練に関する事項等の開示	情報セキュリティ及び個人情報保護、コンプライアンス等に係る教育、各種セミナー・eラーニングの受講機会を、全従業員に対し提供。（教育訓練中賃金支給：有 従業員の費用負担：原則無し）
労働者派遣に関する料金の額の平均額 ※1日当たりの料金額（8時間労働として計算）	¥37,240
派遣労働者の賃金の額の平均額 ※1日当たりの料金額（8時間労働として計算）	¥23,173
待遇決定方式	労使協定方式 ・対象者の範囲：顧客と派遣労働契約を締結する全ての従業員 ・有効期間：2025年3月31日
その他参考と認められる事項	社会保険完備（健康保険・雇用保険・労災保険・厚生年金） 定期健康診断 資格取得補助制度 健康保険組合運営施設、サービスの割引特典等

2023年4月1日～2024年3月31日のデータに基づきます。